

藤枝市中心市街地活性化基本計画[第三回変更計画] 新旧対照表(下線部は変更部分)

新(変更後)					旧(変更前)				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項				
[ 2 ] 具体的事業の内容					[ 2 ] 具体的事業の内容				
(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業					(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
( 変更後 P58 )					(4)から移設				
青木中央公園整備事業 [整備面積]1.38ha [施設内容] 芝生広場、多目的広場ほか [実施時期] H22～H25	藤枝市	中心市街地に潤いと活力を与えるとともに、地域住民の居住環境が向上し、区画整理事業により新しい住民も多い当地区において交流の場が提供され、結びつきのある、安全・安心なまちづくりに貢献する役割を担う。 幅広い世代が身近にスポーツ・健康づくりができる空間も形成される。	・まちづくり交付金 H22～H25						
( 変更後 P58 )					新設(新規事業)				
南新屋地内道路新設事業 [施工延長] L=223m [幅員]W=6m [実施時期] H22～H23	藤枝市	誰もが快適に街なかを回遊できる環境づくりは中心市街地の歩行者通行量の増加に寄与し、また都市基盤が未整備の当地区内において防災性が高まり、生活空間としての居住環境が向上し、安全・安心なまちづくりに貢献する。	・まちづくり交付金 H22～H23						

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(変更後 P59)				
藤枝駅北口・日の出町地区市街地再開発事業  [地区面積]1.2ha [施設規模]未定 [施設内容] 住宅、商業施設、立体駐車場、公益施設、緑地 [実施時期] H22～H26	再開発組合等	J R 藤枝駅北口広場に隣接する当地区は、好立地にありながら低層・狭小の店舗併用住宅が密集し、広大な公共用地も低未利用な状況にあり、商業面においても店舗数の減少等衰退の傾向にある。 一体的かつ高度な土地利用により、良好な居住環境整備、利便性の高い商業機能の導入、公共駐車場の整備を行い、街なか居住の促進、居住環境の質の向上、民間投資の誘発、回遊性の向上を図る。 さらに駅北地区の賑わい再生、商業活性化の拠点として周辺のまちづくりにインセンティブを与える。	・市街地再開発事業 H22～H26	
(変更後 P60)				
日の出町地区市街地再開発事業  [地区面積]0.7ha [事業内容] 計画コーディネーター業務（基本プラン検討、権利者合意形成） [実施時期] H21	藤枝市	J R 藤枝駅北口東側に位置する当地区は、駅近接でありながら低層・狭小の店舗併用住宅が密集し、広大な公共用地も低未利用な状況にあり、商業面においても店舗数の減少等衰退の傾向にある。 一体的かつ高度な土地利用により、良好な居住環境整備、利便性の高い商業機能の導入、公共駐車場の整備を行い、街なか居住の促進、居住環境の質の向上、民間投資の誘発、回遊性の向上を図る。 こうしたまちづくりを推進するため、基本プランづくりを行い、権利者等のまちづくり意識高揚、合意形成を図る。	・市街地再開発事業 H21	

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
新設（新規事業）				
(変更前 P59)				
日の出町地区市街地再開発事業  [地区面積]0.7ha [施設規模]未定 [施設内容] 住宅、商業施設、立体駐車場、公益施設、緑地 [実施時期] H21～H26	再開発組合等	J R 藤枝駅北口東側に位置する当地区は、駅近接でありながら低層・狭小の店舗併用住宅が密集し、広大な公共用地も低未利用な状況にあり、商業面においても店舗数の減少等衰退の傾向にある。 一体的かつ高度な土地利用により、良好な居住環境整備、利便性の高い商業機能の導入、公共駐車場の整備を行い、街なか居住の促進、居住環境の質の向上、民間投資の誘発、回遊性の向上を図る。 さらに駅北地区の賑わい再生、商業活性化の拠点として周辺のまちづくりにインセンティブを与える。	・市街地再開発事業 H21～H26	

(4) 国の支援がないその他の事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(2) へ移設				

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[ 2 ] 具体的事業の内容

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(変更後 P64)				
市民体育館耐震化事業 [耐震補強規模] A棟 2階建 延床面積 332 m <sup>2</sup> C棟 2階建 延床面積 1,117 m <sup>2</sup> [実施時期] H22～H23	藤枝市	経年劣化・耐震化が課題となり、地域防災の拠点としての機能も低下している本施設の耐震補強によるストックの再生は、市民の身近なスポーツ・健康づくり、子育て・交流の場の提供、安全安心な居住環境の向上、中心市街地の公共施設利用者の増進に寄与する。	・まちづくり交付金 H22～H23	

(4) 国の支援がないその他の事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(変更前 P60)				
青木中央公園整備事業 [整備面積]1.38ha [施設内容] 交通安全広場、芝生広場、多目的広場 [実施時期] H22～H24	藤枝市	中心市街地に潤いと活力を与えるとともに、地域住民の居住環境が向上し、区画整理事業により新しい住民も多い当地区において交流の場が提供され、結びつきのある、安全・安心なまちづくりに貢献する役割を担う。 幅広い世代が身近にスポーツ・健康づくりができる空間も形成される。		今後、都市再生整備計画に記載

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[ 2 ] 具体的事業の内容

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(4)から移設				

<p>(変更後 P65)</p> <p>藤枝駅北口地区暮らし・にぎわい再生事業</p> <p>[地区面積]0.45ha [事業内容] 計画コーディネーター支援(基本プラン検討、権利者合意形成) [実施時期] H20~H21</p>	<p>藤枝市</p>	<p>藤枝駅北口広場に隣接し、広場シェルターも接続する当該地(駅北事業用地)は、好立地にありながら低未利用地となっている。</p> <p>この交通利便性の高い立地特性を活かした高度利用により民間投資を呼び込み、生活利便の向上を図る施設を誘導することは、街なかの居住環境づくり、回遊性創出に寄与する。</p> <p>併せて集客性の高い施設導入も進め、課題である昼間交流人口の増加も図る。</p> <p><u>こうしたまちづくりを推進するため、基本プランづくりを行い、権利者等のまちづくり意識高揚、合意形成を図る。</u></p>	<p>・暮らし・にぎわい再生事業 H20~H21</p>		<p>(変更前 P64)</p> <p>藤枝駅北口地区暮らし・にぎわい再生事業</p> <p>[地区面積]0.45ha [施設規模]未定 [施設内容] 商業施設、公共公益施設等 [実施時期] H20~H23</p>	<p>民間事業者 藤枝市</p>	<p>藤枝駅北口広場に隣接し、広場シェルターも接続する当該地(駅北事業用地)は、好立地にありながら低未利用地となっている。</p> <p>この交通利便性の高い立地特性を活かした高度利用により民間投資を呼び込み、生活利便の向上を図る施設を誘導することは、街なかの居住環境づくり、回遊性創出に寄与する。</p> <p>併せて集客性の高い施設導入も進め、課題である昼間交流人口の増加も図る。</p>	<p>・暮らし・にぎわい再生事業 H20~H23</p>	
---	------------	---	----------------------------------	--	---	----------------------	--	----------------------------------	--

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(2) へ移設				

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(2) へ移設				
<p>市民体育館耐震化事業</p> <p>[耐震補強規模] A棟 2階建 延床面積 332 m<sup>2</sup> C棟 2階建 延床面積 1,117 m<sup>2</sup> [実施時期] H23~H24</p>	<p>藤枝市</p>	<p><u>経年劣化・耐震化が課題となり、地域防災の拠点としての機能も低下している本施設の耐震補強によるストックの再生は、市民の身近なスポーツ・健康づくり、子育て・交流の場の提供、安全安心な居住環境の向上、中心市街地の公共施設利用者の増進に寄与する。</u></p>		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[ 2 ] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
( 変更後 P73 )				
大規模小売店舗立地法の特例措置  [実施内容] 大規模小売店舗立地法の特例措置である「第一種大規模小売店舗立地法特例区域」の指定要請 [実施時期]H21～	藤枝市	<u>商業地域において大規模小売店舗の立地が可能な空き店舗若しくは遊休地が発生する等、迅速な店舗誘致による早期活性化が求められる状況となった場合、法定手続を大幅に簡素化できる「第一種大規模小売店舗立地法特例区域」の指定を速やかに静岡県に要請する。</u> <u>大規模小売店舗の進出支援を図ることにより、周辺地域の中での藤枝駅周辺の立地優位性を高める。</u> <u>新たな大規模小売店舗の出店により中心市街地の商業集積、集客力、また回遊性が高まり、歩行者通行量の増加が期待できる。</u>	・大規模小売店舗立地法の特例 H21～	

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
( 変更後 P78 )				
<u>て～しゃばストーリー開催事業</u>  [実施内容] <u>交通規制により道路をオープンモール化し、各種イベントやオープンカフェなどを開催</u> [実施時期]H21～	(株)まちづくり藤枝  実行委員会	<u>道路やオープンスペースを活用した魅力ある賑わい軸の形成は、大規模商業施設来場者を街なかへ誘導し、回遊性の向上、歩行者通行量の増加に寄与する。</u>	・まちづくり交付金 H22～H24	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[ 2 ] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
( 変更後 P73 )				
大規模小売店舗立地法の特例措置  [実施内容] 大規模小売店舗立地法の特例措置である「第一種大規模小売店舗立地法特例区域」の指定要請 [実施時期]H21～	藤枝市	<u>大規模小売店舗出店等の手続が大幅に簡素化される「第一種大規模小売店舗立地法特例区域」の指定を静岡県に要請し、新たな大規模小売店舗の進出支援、既存大型商業施設の営業形態の変更等の円滑化を図ることにより、周辺地域の中での藤枝駅周辺の立地優位性を高め、出店へのインセンティブを与えるとともに既存店舗の撤退を抑制する。</u> <u>これにより、既存大型商業施設の継続的な営業維持とともに、新たな大型店舗の出店等により中心市街地の商業集積、集客力、また回遊性が高まり、歩行者通行量の増加が期待できる。</u>	・大規模小売店舗立地法の特例 H21～	

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(4)から移設				

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(変更後 P78)				
大規模小売店舗立地法の特例措置 [実施内容] 大規模小売店舗立地法の特例措置である「第二種大規模小売店舗立地法特例区域」の指定要請 [実施時期]H21～	藤枝市	<u>商業地域又は近隣商業地域においてに大規模小売店舗の立地が可能な空き店舗若しくは遊休地が発生する等、迅速な店舗誘致による早期活性化が求められる状況となった場合、法定手続を簡素化できる「第二種大規模小売店舗立地法特例区域」の指定を速やかに静岡県に要請する。</u> <u>大規模小売店舗の進出支援を図ることにより、周辺地域の中での藤枝駅周辺の立地優位性を高める。</u> <u>新たな大規模小売店舗の出店により中心市街地の商業集積、集客力、また回遊性が高まり、歩行者通行量の増加が期待できる。</u>	・大規模小売店舗立地法の特例 H21～	

(4) 国の支援がないその他の事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(2) へ移設				

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(変更後 P78)				
大規模小売店舗立地法の特例措置 [実施内容] 大規模小売店舗立地法の特例措置である「第二種大規模小売店舗立地法特例区域」の指定要請 [実施時期]H21～	藤枝市	<u>大規模小売店舗出店等の手続が簡素化される「第二種大規模小売店舗立地法特例区域」の指定を静岡県に要請し、新たな大規模小売店舗の進出支援、既存大型商業施設の営業形態の変更等の円滑化を図ることにより、周辺地域の中での藤枝駅周辺の立地優位性を高め、出店へのインセンティブを与えるとともにも既存店舗の撤退を抑制する。</u> <u>これにより、既存大型商業施設の継続的な営業維持とともに、新たな大型店舗の出店等により中心市街地の商業集積、集客力、また回遊性が高まり、歩行者通行量の増加が期待できる。</u>	・大規模小売店舗立地法の特例 H21～	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(変更前 P85)				
て～しゃばストリート開催事業 [実施内容] 路面店舗の募集・設置によるワゴンセール、オープンカフェの開催 [実施時期]H21～	駅周辺まちづくり推進委員会 藤枝商工会議所 (株)まちづくり藤枝	<u>歩道やオープンスペースを活用した魅力ある賑わい軸の形成は、大規模商業施設来場者を街なかへ誘導し、回遊性の向上、歩行者通行量の増加に寄与する。</u>		

					新設（新規事業）					
(変更後 P58)										
<p>自治体職員シニアサッカーフェスティバル誘致・開催事業</p> <p>[会場] 藤枝総合運動公園</p> <p>[実施内容] ・自治体職員のシニアサッカー全国大会 ・開催日3日 ・参加者約500名</p> <p>[実施時期] H22～</p>	<p>全国自治体職員サッカー連盟</p> <p>藤枝市</p>	<p>本市のスポーツ文化を支えるサッカーの全国規模大会の連続開催により、さらに市民意識を高め、競技人口を拡大し、スポーツ交流を促進する。</p> <p>連続した大規模な集客は宿泊者数の増加に寄与するものであり、また全国からの参加者に藤枝の資源・魅力をPRする絶好の機会にもなり、観光交流促進の役割も担う。</p>								

--	--	--	--	--	--